

指定障害福祉サービス事業者 代表者 様
同 事業所 管理者 様
指定障害児通所支援事業者 代表者 様
同 事業所 管理者 様

羽曳野市保健福祉部障害福祉課長

相談支援体制の充実・強化のための特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者との連携の強化について（お願い）

平素は、本市障害福祉施策の円滑な推進についてご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成30年度障害福祉サービス等の報酬改定により計画相談支援費及び障害児相談支援費にサービス担当者会議実施加算（指定継続サービス利用支援（モニタリング）を行うに当たりサービス担当者会議を開催したときに算定）及びサービス提供時モニタリング加算（相談支援専門員がサービス事業所を訪問し、利用状況を確認、記録したときに算定）が設けられました。

つきましては、本市における相談支援体制の充実・強化を図り、利用者へのより適切なサービス提供をすすめる立場から下記のとおりご協力をお願いいたします。

記

1. 相談支援専門員がサービス担当者会議の開催頻度が増加することから、管理者やサービス提供責任者、サービス管理責任者など、特定の従業員に負担がかからないよう、利用者ごとに相談支援専門員と対応する担当者を決めるなど、必要な体制整備を図って下さい。
2. 利用者の利用状況等を確認するため、担当の相談支援専門員が直接サービス事業所を訪問する機会が増加し、その対応に係るサービス事業所の手間が増加することが予想されますが、相談支援専門員からの訪問連絡があれば、適切に対応できるように努めて下さい。

【問い合わせ】

羽曳野市保健福祉部障害福祉課

担当：片上

電話：072-958-1111 内線1211

FAX：072-957-1238

MAIL：syogaifukushi@city.habikino.lg.jp

【参考資料】

報酬告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

※ なお、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準においても同様の加算が新設されました。

●報酬告示

9 サービス担当者会議実施加算 100単位

注 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、指定基準第15条第2項第11号に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

●報酬告示

10 サービス提供時モニタリング加算 100単位

注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。